

人 間 ド ッ ク

実 施 要 領

(平成 28 年 4 月 1 日改正)

日本旅行健康保険組合

1. 受診資格

人間ドックの受診資格は、次のとおりとします。

ドックの種別	日帰り（1日）人間ドック	
受診対象者	35歳以上の被保険者で 会社の定期健診や特定健診 (任意継続の方が対象)を同 一年度内に受けていない方※	35歳以上の被扶養者のうち配偶者 で特定健診を同一年度内に受けてい ない方 ※

(注) 年齢は当該年度年齢（3月31日時点の年齢）を適用します。

※重複受診した場合は、人間ドック費用を全額自己負担とします。

2. 費用（自己負担金）

(消費税込)

種 別	自 己 負 担 金	健保組合補助上限
日帰り（1日） ドック	30,000円を超える額 東京都総合組合保健施設振興協会（以下、略称 「東振協」という）の健診機関で受診する場 合は、8,124円）	30,000円 （東振協の契約機関がない空 白地<注. エ参照>を除く）
婦人科検診 追加	乳がん（マンモグラフィ又は超音波又はその両方）は 5,500円、子宮頸がんは3,500円、を超える額	乳がん 5,500円 子宮頸がん 3,500円

(注) ア. 人間ドックの受診資格者が1泊2日ドックを受診する場合は、自己負担額に加え、当該健診機関における日帰り料金との差額および消費税について自己負担とします。

イ. 婦人科検診とは、子宮頸がん検診、乳がん検診をいい、検診を希望する場合、その費用は健保組合で補助します。

ウ. 二次検査は、保険診療とします。

エ. 空白地を、【北見、釧路、函館、秋田、長野、佐久、高知、】と定め、空白地については特例として健診費用から東振協契約機関を利用した場合の自己負担額（8,124円）を差し引いた額を健保組合補助上限とします。

3. 利用回数

1年度1回限りとします。

(注) 1年度とは、健保組合の事業年度で4月1日から翌年3月31日までをいいます。

4. 利用健診機関

- (1) 東振協の契約健診機関及び日旅健保組合と直接人間ドック契約を締結している健診機関から選ぶことを原則とします。(日旅健保HP参照)
- (2) 居住地または勤務地から前(1)の契約機関までおおむね90分以上かかる等契約健診機関を利用できない妥当な理由がある場合においては、前(1)以外の健診機関での受診を可としますが、その健診機関は以下の条件を満たすことを条件とします。
 - ア. 公益社団法人 日本人間ドック学会に加盟している医療機関
(加盟機関は <http://www.ningen-dock.jp/list/facility.php> を参照)
 - イ. 健保組合に申請し、審査のうえ認められた健診機関。

5. 検査項目

- (1) 東振協の契約健診機関においては、共通で以下の検査項目とする。
 - ・問診 (診察・聴打診・心拍数)
 - ・身体計測 (身長・体重・腹囲・体脂肪率・BMI指数・標準体重)
 - ・視 力
 - ・血 圧 測 定
 - ・聴 力 (オーディオメーター)
 - ・検尿 (糖・蛋白・潜血反応・比重・沈渣)
 - ・血液型 (ABO式・Rh式)
 - ・生 化 学 的 検 査
 - ①AST [GOT] ②ALT [GPT] ③γ-GTP ④ALP ⑤総蛋白 ⑥アルブミン
 - ⑦A/G比 ⑧LDH ⑨総ビリルビン ⑩HBs抗原 ⑪空腹時血糖
 - ⑫HbA1c ⑬クレアチニン ⑭HDL コレステロール ⑮LDL コレステロール
 - ⑯中性脂肪 ⑰尿酸 ⑱血清鉄
 - ・血 球 検 査
 - ①赤血球数 ②ヘマトクリット ③ヘモグロビン ④MCV ⑤MCH ⑥MCHC
 - ⑦白血球数 ⑧血小板数
 - ・血清検査 (CRP定量)
 - ・胸部X線 (直接2方向)
 - ・肺機能検査 (肺活量・予測肺活量・努力性肺活量・1秒量・1秒率・%肺活量)
 - ・胃部X線 (直接)
 - ・便潜血反応 (免疫2回法)
 - ・心電図 (12誘導)
 - ・眼底検査 (両眼)
 - ・眼圧検査 (両眼)
 - ・腹部超音波 (胆のう・肝臓・腎臓・膵臓・脾臓)
- <男子の希望者のみ次の項目を追加する (全額自己負担) >
- ・前立腺検査 (PSA)
- <女子の希望者のみ次の項目を追加する (健保補助あり) >
- ・婦人科健診
 - ①子宮細胞診検査 (医師採取法又は自己採取法による)

②乳 房 診 検 査（超音波診断法による）又は（マンモグラフィーによる）又は（医師の視診・触診及び超音波診断法による）又は（医師の視診・触診及びマンモグラフィーによる）

（注意）胃部 X 線から内視鏡への変更（自己負担）は健診機関により出来ないところがありますので、予約時に確認してください。

（2）直接契約及び契約外健診機関の検査項目

健診機関により異なりますが、おおむね健康診査等補助金支給規程第 17 条のとおりです。健診機関の定めた基本検査項目以外の追加検査を受診する場合の料金は自己負担となります。

6. 健診に要する平均的な時間

・日帰り（1日）ドック 9：00～13：00（午後コースがある機関もあります。）

7. 利用申込方法

受診希望本人が健診機関へ直接予約を入れて下さい。

予約後、日旅健保組合への人間ドック利用申込を次のどちらかの方法にて行なって下さい。

（1）日旅イントラネットの繋がっているパソコンで日旅健保 HP の WEB 申請（人間ドック申込）画面から行なう。（家庭のパソコンからは利用できません。）

（2）人間ドック利用申込書を郵送もしくは FAX により健保組合へ送付する。

健保組合への利用申込書送付は、**受診日の前日まで**に行ってください。

但し、前項 6.（2）イ. を利用する場合には、予約する前に健保組合に相談してください。

※健保組合では、前号の申込内容を医療機関から請求との照合に利用します。

（注）ア. 予約先は、日旅健保 HP 「人間ドック等契約先一覧」を参照して下さい。

イ. 予約される場合、1 ヶ月位前には既に満員というところが多いため、できるだけ早めに予約をして下さい。（特に 12 月～3 月は混みます）

ウ. 健保組合へ「人間ドック利用申込書」を提出せず、受診した場合は全額自己負担としますのでご注意ください。

【女性の方へ】

ア. 受診日が生理に当たらないようにして下さい。

イ. 婦人科検診を希望しない方は、申込書にその旨を明示して下さい。

ウ. 妊娠中またはその可能性のある方は、胃部・胸部のレントゲン検査を絶対に避けて下さい。

8. 受診の案内

受診日の一定期間前になると、受診する健診機関から、「人間ドック受診案内（注意書き）」や、「問診票」、「採便容器」等の入った受診キットが送られてきますので、よく読んで受診当日まで紛失しないようにしてください。

(注) 受診前日からの飲食制限等は、注意書きを厳守して下さい。

9. 【 当健保の契約機関で受診する場合 】

(1) 受診日に健診機関へ持参するもの

ア. 「健康保険証」・・・忘れて受診した場合、全額自己負担となることもありますのでご注意ください。

イ. 「自己負担金」

健保組合補助金上限を超過した場合は、その「現金」を添えて健診機関の窓口に出して下さい。

ウ. 前8. の受診の案内のうち「問診表」や「採便容器」など当日必要なもの。

(注) 平成 28 年度受診分から「受診券」は発行しません。

10. 【 契約外機関で受診する場合 】

(1) 受診日に健診機関へ持参するもの

ア. 人間ドック費用全額を健診機関の窓口へお支払下さい。

イ. 前8. の受診の案内のうち「問診表」や「採便容器」など当日必要なもの。

ウ. 健康保険証。(健診機関の指示によります)

(2) 健診費用の請求及び添付書類について

ア. 健保組合から送付される「人間ドック補助金請求書」「問診票」を記入し、「健診費用の領収書(全額・原本)」「健診(検査)結果報告書」を添付し、健保組合へ送付して下さい。

イ. 前2. の自己負担額を除く基本健診費用(婦人科検診を含む)を補助金としてお支払いします。

11. 予約の変更または取消し

やむを得ない事情により予約した受診日を変更または取消しをする場合は、健診機関へ直接連絡するとともに、日旅健保組合へ必ず報告してください。

(イントラネットもしくは健保 HP 人間ドック画面もしくは電話: 03-6895-8391)

(注) 取消料等がかかる場合は、受診申込者の負担とします。

12. 健診結果の通知

健診結果は後日、受診者本人宛、東振協契約機関は東振協より、その他は受診機関より直接送付されます。

健診機関によりますが、検査終了後の医師との面接により、その場で結果の一部を知らせてくれるところが多いようです。

[附 則]

1. この実施要領は昭和63年6月1日から実施します。
2. 平成元年4月1日 一部改正 受診資格の拡大、5歳刻みの廃止、申込者の様式改正等)
3. 平成2年4月1日 一部改正 標準料金・申込書様式改正等
4. 平成4年4月1日 一部改正 主婦人間ドック新設・申込書様式改正等
5. 平成7年4月1日 一部改正 受診資格年齢改正・主婦人間ドック自己負担金改正
6. 平成14年4月1日 一部改正 一泊二日人間ドック自己負担金改正
7. 平成16年10月1日 一部改正 婦人科検診の健保組合負担額増額
8. 平成17年4月1日 一部改正 日帰り人間ドック自己負担金改正
9. 平成20年4月1日 一部改正 一泊二日人間ドック、成人病健診制度廃止、予約方法の変更に伴う申請書他の変更
10. 平成22年4月1日 一部改正 自己負担額改定、健保組合の費用負担となる2次検査の範囲の変更
11. 平成25年4月1日 一部改正 自己負担額改定、婦人科健診の方法、二次検査に対する補助の廃止
12. 平成26年4月1日 一部改正 消費税率の改定に伴う健保組合補助上限の変更
13. 平成28年4月1日 一部改正 東振協の人間ドック導入及び健保組合補助上限の変更